

高槻市議会議長 山口 重雄 様

高槻市個人情報保護運営審議会  
会 長 片 桐 直 人

## 答 申 書

令和5年1月18日付け高議第675号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について
関係規定	高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項
業務名	個人情報保護制度の見直し
諮問課	高槻市議会 議会事務局
審議日	令和5年1月27日
審議結果	承認
内 容	
<p>国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護に関する国際的な制度調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されることとなった。改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）では、これまで民間事業者（個人情報保護法）、国の行政機関（行政機関個人情報保護法）、独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法）、地方公共団体等（個人情報保護条例）とそれぞれに異なった個人情報保護制度であったが、体系が抜本的に見直され、地方公共団体の執行機関には改正法の規定が直接適用されることとなった。</p> <p>他方で、地方議会は、国会と同様、改正法の適用対象外とされており、本市の市議会（以下単に「市議会」という。）における個人情報の取扱いについても、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねることとされたため、改正法の施行までに、市議会における個人情報保護制度について適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>そこで、改正法の施行後における市議会の個人情報保護制度の在り方等について、高槻市個人情報保護条例第23条の2第1項の規定により、高槻市個人情報保護運営審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件を慎重に審議した結果、①大多数の地方議会はこれまで個人情報保護条例の対象とされており、今後も条例等により自律的な措置を講じることが望まれるとする国の見解や、改正法の対象外である議会においても個人情報の適正な取扱いを確保する責務があるとする全国市議会議長会の見解が示されていることのほか、市議会は高槻市個人情報保護条例に基づき他の実施機関と同様に個人情報の適正な取扱いを図ってきた経緯がある、②改正法に準拠した市議会の条例を制定する必要がある、③改正</p>	

法の規定が直接適用される市の他機関との間で個人情報の取扱いに差異が生じないよう、「高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例」により定められた市独自の規定を市議会の条例にも反映させる必要がある、④高槻市議会個人情報の保護に関する条例（素案）は市議会における個人情報の適正な取扱いの確保に資するものであると認められることから、本件を承認するものである。